広島市植物公園内レストラン等運営業務委託に係る公募型プロポーザル説明書

１　契約担当課

　　公益財団法人広島市みどり生きもの協会　植物公園　管理課

　　〒７３１－５１５６　広島市佐伯区倉重三丁目４９５番地

　　電話　０８２－９２２－３６００（直通）

２　業務の内容

1. 業務名

広島市植物公園内レストラン等運営業務

1. 業務の内容等

　　　本業務は、来園者の利便施設として設置する植物公園内のレストラン（森のレストラン）、ログハウス内喫茶（森のカフェ）及びイベント開催時等の臨時売店の運営を委託するものである。

　　　詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

1. 販売の実績

　　　別紙１のとおり

1. 契約期間

　　　契約締結の日から令和９年３月３１日まで

1. 履行期間

　　　令和４年７月１日から令和９年３月３１日まで

1. 履行場所

　　 佐伯区倉重三丁目４９５番地　広島市植物公園内

３　参加資格

　　次に掲げる参加資格をすべて満たしていること。

　(1) 地方自治法施行令第１６７条の４及び広島市契約規則第２条の規定に該当しない者であること。

　(2) 広島市競争入札参加資格の「令和２・３・４年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「３０－１５　その他　０７　給食」に登録されている者であること。

　(3) 広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

　(4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

　(5) 食品衛生法上の飲食店営業の１類（一般飲食店）の許可を受け営業していること。

　(6) 植物公園内のレストラン及びログハウス内喫茶のそれぞれに食品衛生責任者の配置が可能であること。

　(7) 広島市税並びに法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

４　提案に係る提出書類等

　　本協会の植物公園のホームページ（後記13（1）参照のこと。以下同じ。）からダウンロードできる。

1. 提案申込書（様式１）　　　１部
2. 提案書（様式２）　　　　　７部
3. 添付書類　　　　　　　　各１部

ア　定款

イ　登記事項証明書又は登記簿謄本

ウ　過去３か年の貸借対照表及び損益計算書

エ　会社概要（設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など会社の概要が分かるもの。）

オ　食品衛生法上の飲食店営業の１類（一般飲食店）の許可の写し

カ　宣誓書（様式３）

キ　広島市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明（３か月以内に発行されたもの。）

５　広島市植物公園の概要

1. 年間利用者数

１４６，５２５人　（平成３０年度～令和３年度平均実績）

1. 開園日

　　　１月４日から１２月２８日までの毎週金曜日を除く毎日。ただし、金曜日が国民の祝日に　関する法律に規定する休日に当たるときは開園する。なお、休園日に臨時開園（年間６日程度）を行う場合あり。

1. 開園時間

　　　午前９時から午後４時３０分（入園は午後４時）

　　　夜間開園時（年間１３日程度）は、午後８時または９時まで時間延長（入園は閉園の３０

分前まで）

６　森のレストランの概要

1. 場　所

　　　別紙図面のとおり

1. 使用面積

　　　延床面積　　２９５ｍ2うち、厨房６０.８１ｍ2　客席２３４.１９ｍ2（８０席）

７　森のカフェの概要

1. 場　所

　　　別紙図面のとおり

1. 使用面積

　　　延床面積　　１９７ｍ2うち、厨房１３.９５ｍ2　客席１８３.０５ｍ2（６２席）

８　イベント開催時等の臨時売店

1. 場　所

　　　園内屋外にテントを設置し出店。詳しい場所についてはイベント開催時等に協議のうえ決

定する。

1. 使用面積

　　　テント（3.6ｍ×5.4ｍ）二張り程度

９　運営条件

1. 森のレストランの営業条件

　　ア　営業日

広島市植物公園の開園日の毎日。ただし、閑散月にあたる１２月、１月、２月及び６月並びに７月の一部（サマーフェア開催時期まで）は、土、日、祝日のみ営業する。

　　　　ただし、営業日の拡大や閑散月の期間の変更を提案することを可能とする。

　　イ　営業時間

　　　　午前１０時３０分から午後３時３０分まで（ただし、開園時間が延長となった場合は、営業時間も延長する。）

1. 森のカフェの営業条件

　　ア　営業日

　　　　広島市植物公園の開園日の毎日。森のレストランが休業日に当たる日は、レストランのメニューの一部を森のカフェで提供すること。

　　イ　営業時間

　　　　午前１０時から午後４時まで（ただし、開園時間が延長となった場合は、営業時間も延長する。）

1. イベント開催時等の臨時売店の営業条件

営業日・営業時間は、当協会と運営事業者の協議により決定する。

1. その他の条件

　　ア　毎月の売上額に売上納付金料率を乗じた額を当協会へ支払うこと。

　　イ　使用許可物件を第三者に転貸しないこと。

　　ウ　営業に必要な各種法令に基づく許認可については、運営事業者が取得すること。

　　エ　既存の看板等の変更を行うなど、施設の装備の変更等を行う場合、事前に当協会の承認を得ること。

　　オ　物品等の搬入・搬出時間及び経路については、当協会の職員の指示に従うこと。

　　カ　森のレストラン等にかかる苦情等については、運営事業者が責任を持って適切に対応すること。

　　キ　従業員の接遇研修を定期的に実施し、良好なサービスに努めること。

　　ク　現在、森のレストラン等を営業している運営事業者が、令和４年６月３０日まで営業するため、その業者との業務の引継ぎを行うこと。これに係る費用は運営事業者で負担すること。

　　ケ　イベント開催時等の臨時売店については、イベントの内容を考慮したメニューを含めて提供すること。具体的な運営については、当協会の職員と協議すること。

10　施設設備の整備区分等

1. 施設設備の整備区分

　　　施設整備は基本的に当協会で実施するが、運営事業者の提案により施設の改変を行う等の場合は、これを当協会が了承した場合、運営事業者の経費により整備することができる。

1. 施設維持管理費用の負担区分

　　　次に掲げる費用は、運営事業者の負担とする。

　　　・運営事業者持ち込みの設備、備品の修繕

　　　・店舗内の日々の清掃

　　　・光熱水費

11　選定基準

　　選定に当たっては、次の項目について提案書評価表に基づき評価を行う。

　(1) 公共施設内のレストランの運営について、十分な実績及び経験を有しているか。

　(2) 財務状況が良好であるか。

　(3) 業務を適正かつ確実に遂行できる人的構成及び体制等が良好であるか。

　(4) 提案内容が優れているか。

　　ア　利用者等の利便性を考慮した営業日となっているか。

　　イ　優れた運営のコンセプト、特別なノウハウ、技術等を有しているか。

　　ウ　メニューの内容、価格に魅力があるか。

　　エ　収支計画（レストラン等）

　　オ　苦情や要望に適切に対応するための体制

　　カ　従業員に対する研修体制

(5) 予定販売金額および売上納付金料率の提案

（参考　令和４年６月までの売上納付金料率は、森のレストラン及び森のカフェが8.0％、イベント開催時等の臨時売店が5.0％）

12　選定審査対象からの除外

　　次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

　(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

　(2) 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

　(3) その他不正行為があった場合

13　プロポーザル説明書・提案申込書等の書類の配布方法等

1. プロポーザル説明書・提案申込書等の書類の配布方法

本協会の植物公園のホームページからダウンロードできる。

（アドレス　http://www.hiroshima-bot.jp/）

ただし、これにより難い場合は、次により配布する。

　　ア　配布期間

　　　　令和４年５月１２日（木）から令和４年５月２５日（水）までの金曜日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで。

　　イ　配布場所

　　　　公益財団法人広島市みどり生きもの協会　植物公園　管理課

　　〒７３１－５１５６　広島市佐伯区倉重三丁目４９５番地

　　電話　０８２－９２２－３６００（直通）

1. プロポーザル説明書等に関する質問

　　ア　プロポーザル説明書等に関する質問がある場合は、次により、質問書を提出すること。質問書は、本協会の植物公園のホームページからダウンロードできる。

1. 提出期間

令和４年５月１２日（木）から令和４年５月２５日（水）までの金曜日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで。

1. 提出場所及び問い合わせ先

前記(1)イに同じ。

1. 提出方法

　　　　 郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

　　イ　前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開園日以後において、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。

1. 閲覧期間

　　　　 令和４年５月１４日（土）から令和４年５月２５日（水）までの金曜日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで。

1. 閲覧場所

　　　　　前記(1)イに同じ。

14　提案申込書等の提出方法等

　　持参又は郵送（配達記録郵便）により次のとおり提出すること

1. 提出期間

令和４年５月１２日（木）から令和４年５月２５日（水）までの金曜日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで。（提出期間内に必着のこと。）

　(2) 提出の場所

　　　前記13(1)イに同じ。

15　提案申込書に係るヒアリング

　提案申込書受領後、別途連絡する。

16　選定結果

　　すべての提案者に文書で通知する。なお、提出書類の内容については、公表することがある。また、審査結果に係る照会及び異議申立等は受理しない。

17　その他

1. 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類については、当協会が依頼した場合を除き、提出後の追加及び変更は認めない。

(3) 提出書類の作成に要する一切の費用については、提案申込者の負担とする。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 契約保証金

　ア　契約を締結する場合においては、契約締結日までに支払予定代金（履行期間の総売上見込額に、提案された売上納付金料率を掛けた金額）の１００分の１０以上の契約保証金を納付しなければならない。

　イ　口座振込の方法により支払う場合においては、振込手数料は運営事業者の負担とする。

　ウ　契約保証金は、運営事業者が、この契約に定める義務を履行したときは、返還するものとする。

　エ　契約保証金には、利息を付けない。

　オ　ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

1. 保険会社との間に本協会理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結して、前記13(1)イに提出したとき。

この場合において、当該履行保証保険契約の履行保証保険期間の終期（以下「保険期間の終期」という。）がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときは、運営事業者は、当該保険期間の終期の日から起算して７日前の日までに、当該保険期間の終期の日の翌日から１年間又は複数年間（この契約の残余の履行期間が当該１年間又は複数年間の中途で到来する場合にあっては、当該残余の履行期間の最終日まで）を新たな期間（以下「新たな対象期間」という。）とする履行保証保険契約を締結して発注者に提出するか、又は新たな対象期間に係る契約保証金を発注者に納付するものとする。新たな履行保証保険契約を締結して提出した場合において、当該履行保証保険契約の保険期間の終期がこの契約の履行期間の最終日に至らないものであるときも、同様とする。

新たな履行保証保険を締結して提出しないとき、又は契約保証金を納付しないときは、契約を解除する。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険会社の審査が必要であり、特に履行期間が複数年の場合は審査に時間を要するため、落札決定後や契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険会社と相談しておくこと。

1. 契約保証金免除申請書（本協会のホームページからダウンロードできる。）を、前記13(1)イに提出したとき。

なお、契約保証金免除申請の承認には、次のⅰからⅲまでに掲げる条件をすべて満たしている必要がある。

　　　　ⅰ 契約を締結しようとする日から過去２年間に国又は地方公共団体（広島市が出資又は設立した公益法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

ⅱ 広島市税について滞納がないこと。

　　　 ⅲ 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

　　　　詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（本協会のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

　　　　なお、契約保証金免除申請の承認には、本協会による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、本協会において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず落札決定後の早い時期に、前記13(1)イに申請すること。

　　カ　運営事業者が契約の締結と同時に納付した契約保証金（履行保証保険契約に基づき支払われる保険金及び前項の規定により運営事業者が納付した契約保証金を含む。）は、契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(6) この提案に関係する資料等（提案関係資料等）は、次のとおり、本協会の植物公園のホームページ等に掲載する。

|  |  |
| --- | --- |
| 関係資料等 | 掲　　載　　場　　所 |
| 1. 公募型プロポーザル公表の写し 2. 公募型プロポーザル説明書 3. （別紙） 仕様書 4. （別紙１）販売実績   (5) （様式１）提案申込書  (6) （様式２）提案書  (7) （様式３）宣誓書  (8)　　　　 　別紙図面  (9) （様式４）質問書  (10)（様式５）質疑応答書  (11) 提案書評価表  (12) 契約書（案） | 本協会の植物公園のホームページ  （http://www.hiroshima-bot.jp/）の「新着情報・お知らせ］→「公募型プロポーザル公告」へ画面を展開し、本提案案件の「詳細はこちら」の『添付資料』からダウンロードすること。 |
| ＞手引等  ・契約保証金の納付等について  ・契約履行実績による契約保証金の納付の免除及び申請について（申請書を含む。） | 本協会のホームページ（http://  www.midoriikimono.jp/）のトップページのお知らせ「入札・契約情報」→『様式・手引き等』からダウンロードすること。 |